

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第13号

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則（平成12年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

犬 登 録 申 請 書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話（ ） ー

狂犬病予防法第4条第1項の規定により、次のとおり飼い犬の登録を申請します。

所有者の住所								
所有者の氏名								
	犬の種類	生年月日	毛色	性別	犬の名	登録番号	注射済票番号	犬の特徴及びマイクロチップ [®] 識別番号
1						第 号	第 号	
2						第 号	第 号	
3						第 号	第 号	
4						第 号	第 号	
5						第 号	第 号	

犬の所在地（所有者の住所と異なる場合） 四日市市

管理者氏名
電話（ ） ー

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)